

平成13年人事院指令9—8 新旧対照表（平成30年人事院指令9—3関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>1 人事院規則9—2（俸給表の適用範囲）第4条第1号(6)の規定に基づき、次に掲げる職員を指定する。</p> <p>一 警察庁の総括審議官、<u>政策立案総括審議官</u>、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官、参事官、首席監察官、国家公安委員会会務官、生活経済対策管理官、捜査支援分析管理官、犯罪鑑識官、国際捜査管理官、広報室長、指紋鑑識官、警察制度総合研究官、人事総合研究官、国際総合研究官、生活安全総合研究官、少年問題総合研究官、刑事総合研究官、犯罪情報分析官、組織犯罪対策総合研究官、交通総合研究官、高度道路交通政策総合研究官、警備総合研究官、警備実施総合研究官、外事情報総合研究官及び国際テロリズム情報総合研究官</p> <p>二～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>1 人事院規則9—2（俸給表の適用範囲）第4条第1号(6)の規定に基づき、次に掲げる職員を指定する。</p> <p>一 警察庁の総括審議官、<u>政策評価審議官</u>、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官、参事官、首席監察官、国家公安委員会会務官、生活経済対策管理官、捜査支援分析管理官、犯罪鑑識官、国際捜査管理官、広報室長、指紋鑑識官、警察制度総合研究官、人事総合研究官、国際総合研究官、生活安全総合研究官、少年問題総合研究官、刑事総合研究官、犯罪情報分析官、組織犯罪対策総合研究官、交通総合研究官、高度道路交通政策総合研究官、警備総合研究官、警備実施総合研究官、外事情報総合研究官及び国際テロリズム情報総合研究官</p> <p>二～四 （同左）</p> <p>2・3 （同左）</p>